

制 度 名	環境保全型農業直接支払交付金	主管課名	農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室		
		問合せ先	029-301-3931		
目的・趣旨	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する事業を実施する農業者団体等への支援。				
〔対象団体〕 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等					
〔対象事業〕 化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組（以下、「5 割低減の取組」という。）、あるいは有機農業の取組と併せて、地球温暖化防止・生物多様性保全に効果の高い営農活動の実施を推進する事業。					
〔補助要件等〕 ・ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること ・ 環境負荷低減のチェックシート（実施要領に規定）による自己点検に取り組むこと ・ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと					
〔対象経費〕 環境保全効果の高い営農活動の導入に伴う生産費の増加等、「掛かり増し経費」にあたる金額を支援。 ＜全国共通取組＞ ※有機農業以外は 5 割低減の取組と組み合わせて実施 ・ 有機農業（「国際水準の有機農業」＝有機 JAS 水準に相当する取組） ・ 堆肥の施用 ・ 緑肥の施用 ・ 炭の投入 ・ 総合防除					
〔補助限度額等〕 支援単価 上限 16,000 円/10a（補助率 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4） ※有機農業の一部と堆肥の施用については、支援単価が複数ある。 ※国の予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがある。					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
環境保全型農業直接支払交付金		1/2	1/4	1/4	-
環境保全型農業直接支払推進交付金		10/10	-	-	-
〔 7 年度当初予算額〕 54,252 千円		〔 7 年度補助対象団体〕 当該予算を措置している県内市町村			
〔備考〕					